



福井労働局

厚生労働省

～ふくい「働く」を支えます～

Press Release

令和8年3月6日

【照会先】

福井労働局労働基準部賃金室

室長 木村 和晴

室長補佐 西村 直樹

電話 (0776) 22-2691

報道関係者 各位

福井県眼鏡製造業最低工賃の改正について

効力発生日 令和8年4月5日

福井労働局長（石川 良国）は、福井県の区域内で、眼鏡製造業に係る業務に従事する家内労働者とその委託者に適用する「福井県眼鏡製造業最低工賃」について、改正することを決定し、本日官報に公示しました。

これにより、令和8年4月5日から福井県眼鏡製造業最低工賃が、別添のとおり、改正されます。

【主な改正内容】

- 1 ねじ込みの工程は、これまで座金の組込み作業を含むものに限っていましたが、「座金の組込み作業を含まないもの」を追加します。
- 2 ろう付けの工程は、ろう付けの前工程である「銀ろう貼り」を追加します。
- 3 ろう付けの工程は、全ての部位に適用されるよう変更します。
- 4 各業務の最低工賃額は、1円00銭～5円00銭引き上げます。

福井県眼鏡製造業最低工賃改正のお知らせ

効力発生の日 令和8年4月5日

1 適用される家内労働者、委託者の範囲

福井県内で眼鏡製造業に係る業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者

2 最低工賃額



(1) ねじ込み（仮ねじによるものを除く）の工程

規格	部位	材質	金額
座金の組込み作業を含むもの	丁番	金枠	1か所につき 6円50銭
	丁番を除く		1か所につき 5円50銭
座金の組込み作業を含まないもの		チタン	1か所につき 3円50銭
		金枠（チタンを除く）	1か所につき 3円50銭

(2) ろう付けの工程

規格	材質	金額
銀ろう貼り	チタン	1か所につき 2円00銭
銀ろう貼り以外のもの	チタン	1か所につき 25円00銭
	金枠（チタンを除く）	1か所につき 20円00銭

(3) 粗磨き（自動機械によるものを除く）の工程

部位	材質	金額
テンプル	チタン	1本につき 14円00銭

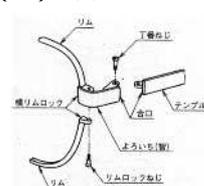
最低工賃制度とは？

最低工賃制度とは、家内労働法に基づき、委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならないとする制度です。

金枠（かなわく）の図



よろい智（ち）の図



お問い合わせは

福井労働局 賃金室 0776(22)2691
又は

福井労働基準監督署
0776(54)6167

敦賀労働基準監督署
0770(22)0745

武生労働基準監督署
0778(23)1440

大野労働基準監督署
0779(66)3838